

緊急事態宣言解除後の栃木県における対応（概要）

① 区域 栃木県全域

② 期間 令和2年5月16日（土）から

③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を依頼

●感染防止対策の協力依頼

- ・「新しい生活様式」「人との接触を8割減らす、10のポイント」の実践など、感染拡大防止のための取組を依頼
- ・在宅勤務や時差出勤など人との接触を減らす取組や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた職場における感染拡大防止のための適切な取組を依頼

●外出自粛の協力依頼

- ・旅行など都道府県をまたいだ人の移動を避けるよう依頼（5月31日（日）まで）
- ・これまでクラスターが発生した施設や「3つの密」のある場所への外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても、感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒等）を徹底することを依頼

●施設の使用に関する協力依頼

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための適切な取組を依頼

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼

- ・全国的大規模な催物等については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期にするなど慎重な対応を依頼

【前提】 感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）の実施

【規模】 《屋内》100人以下、かつ収容定員半分以下の参加 《屋外》200人以下の参加、かつ人と人との距離を十分確保